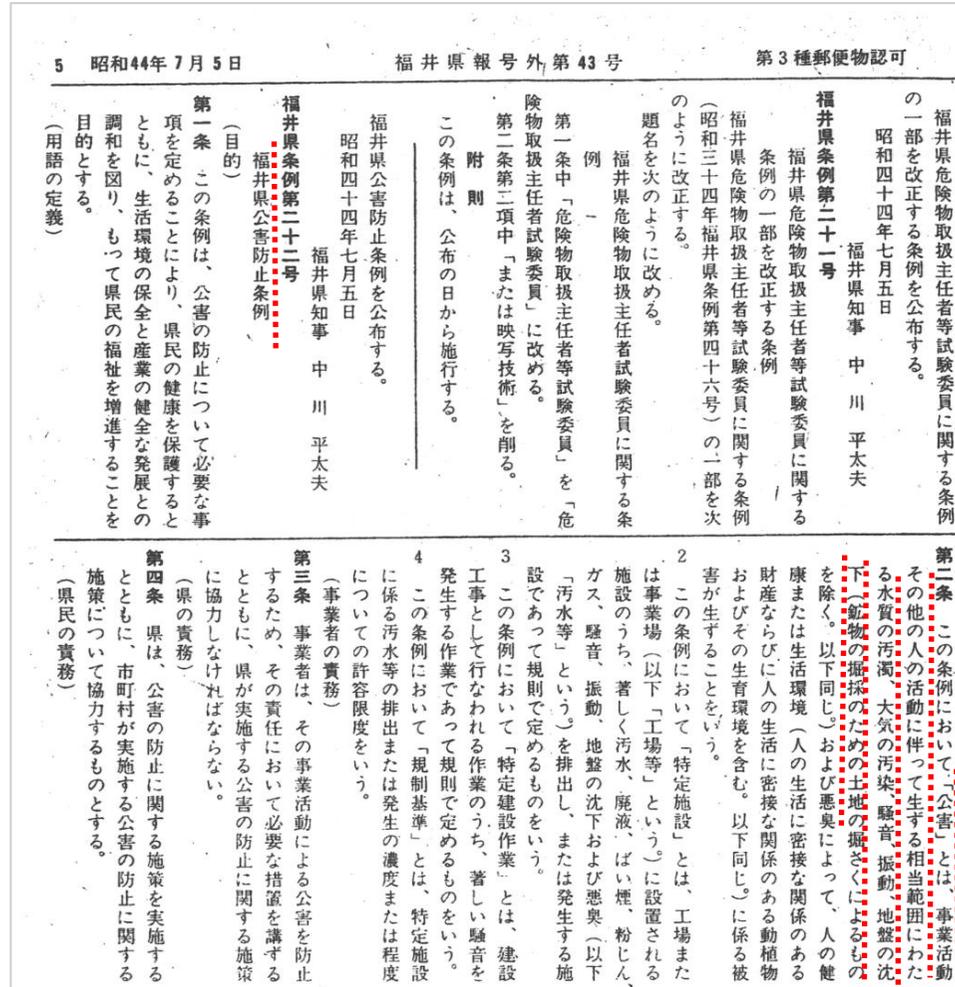
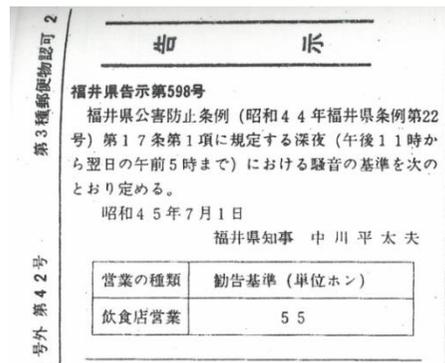


福井県公害防止条例（福井県報）



1969年（昭和44）「福井県公害防止条例」福井県報



1970年（昭和45）「福井県公害防止条例に規定する深夜における騒音の基準」福井県報

解説

戦後日本の重化学工業化や都市への企業・人口の集中、大量高速輸送体系の展開は高度経済成長を実現する条件となりました。しかし同時にそれは各種汚染物質の排出や騒音、振動など人間の健康や快適な生活環境を脅かすさまざまな**公害問題**を招きました。

すでに 1950 年代なかばから異常な被害の兆候はありましたが、行政や企業の公害に対する関心は薄いものでした。政府の公害対策が本格化するのは水俣病やイタイイタイ病などのいわゆる四大公害事件が取り沙汰された 1960 年代なかばからとなりました。

1966 年（昭和 41）、公害審議会が公害対策について答申し、これに基づき翌 1967 年（昭和 42）に公害対策基本法が成立しました。この法律において日本で初めて公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）が定義されました。

福井とのかかわり

福井県の代表的な公害事例としては「黒い水問題」と呼ばれた西野製紙金津工場の廃液による竹田川および九頭竜川河口海域のヘドロ問題、日本亜鉛鋅業中竜鋅業所の廃液・廃滓による水田のカドミウム汚染問題、日信化学工業武生工場の廃液による日野川の有機水銀汚染問題、東洋紡績敦賀工場の廃液による敦賀湾 PCB 汚染問題などが挙げられます。

このほかにも「公害国会」が開催された 1970 年（昭和 45）を契機として、大気汚染や水質汚濁、騒音問題や地盤低下問題など県内各地で被害が取りざたされました。

資料の注目ポイント

資料は 1969 年（昭和 44）制定の「福井県公害防止条例」と翌 1970 年（昭和 45）に規定された条例での深夜における騒音の基準（飲食店営業の場合）です。

福井県の公害問題への対応は遅く、1969 年（昭和 44）4 月、公害対策基本法第 29 条にもとづき福井県公害対策審議会が設立され、同審議会の答申をうけて 6 月に、「福井県公害防止条例」が制定されました。しかし、条例の対象になる大気汚染や水質汚濁については規制基準や地域指定も未定で、騒音規制についても国の「騒音規制法」により 9 月からスタートする福井市以外は実態調査にも手がつけられず、条例の全面施行は翌年 7 月とされるなどいかに急場しのぎの条例制定でした。

関連資料

名称	概要	備考
敦賀湾 PCB 汚染で集会を開く漁業者たち (写真)	1973 年（昭和 48）6 月、県庁前広場における写真	『図説福井県史』 現代 10 工業開発と「臨工」 掲載 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/07/zusetsu/zusetsuframe.html

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『福井県史』 通史編 6 近現代二 第五章 転換期の福井県 第二節 県民生活の変容 三 深刻化する公害問題
- ・『図説福井県史』 現代 10 工業開発と「臨工」
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社